

特定子ども・子育て支援施設等

確認指導及び確認監査
主眼事項及び着眼点

令和5年度
川崎市こども未来局

確認指導及び確認監査の結果通知について (川崎市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱抜粋)

(確認指導及び確認監査結果の通知等)

第6条 確認監査の結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

(1) 指導結果の通知等

監査担当は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うものとする。

(2) 監査結果の通知等

監査担当は、監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(結果の公表等)

第7条 こども未来局長は、当該年度の指導結果及び監査結果に係る指導監査結果報告書等を作成するものとし、その概要を本市のホームページに公表する。

関係法令及び通知等の略称

No	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称 (通称)
1	(平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号) 子ども・子育て支援法	法
2	(平成 26 年 4 月 30 日内閣府令第 39 号 最終改正令和 5 年 3 月 31 日) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	基準

川崎市特定子ども・子育て支援施設等 主眼事項及び着眼点 もくじ

1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1
2 利用料及び特定費用の額の受領	1
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1
4 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	2
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	3
6 秘密保持等	3
7 記録の整備	3

項目	基本的考え方	関係法令等
1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	基準第54条
2 利用料及び特定費用の額の受領	(1) 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けているか。 (2) 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。 (3) 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	基準第55条第1項 基準第55条第2項 基準第55条第1項 基準第57条による読替
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	(1) 特定子ども・子育て支援提供者は、基準第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しているか。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第	基準第56条第1項

項目	基本的考え方	関係法令等
4 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	<p>二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しているか。この場合において、当該領収証は、利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。</p> <p>(4) 法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しているか。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは法第七条第十項第五号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。</p> <p>特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受け</p>	<p>基準第56条第1項 基準第57条による読替</p> <p>基準第56条第2項</p> <p>基準第56条第2項 基準第57条による読替</p> <p>基準第58条</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	ようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しているか。 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	基準第 59 条
6 秘密保持	(1) 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。	基準第 60 条第 1 項 基準第 60 条第 2 項 基準第 60 条第 3 項
7 記録の整備	(1) 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 特定子ども・子育て支援提供者は、基準第 54 条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び基準第 58 条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しているか。	基準第 61 条第 1 項 基準第 61 条第 2 項